

前橋市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者に対し、助成金を交付することにより、骨髄等の提供者（以下「ドナー」という。）及びドナー登録者の増加を図り、もって骨髄等移植を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の対象となるのは、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当する個人とする。

- (1) 骨髄等採取日において、市内に住民登録がある者
- (2) ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属さない者
- (3) 市税の滞納がない者

(助成の額)

第3条 助成額は、次に掲げる通院又は入院（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院を除く。）に要した日数（通院又は入院の際において、対象者の住民登録が市内にある期間に限る。）1日につき2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を上限とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から60日以内に、前橋市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書
- (2) 完納証明書（市税に滞納がないことを示す証明書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定及び支払)

第5条 市長は前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査及び調査を行い、助成金の支給の可否を決定し、申請者に対し、前橋市骨髄移植ドナー支

援事業助成金交付決定兼助成金額確定通知書（様式第2号）または前橋市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前号において交付を決定をしたときは、助成金額を確定し、申請者に対し、助成金を支払うものとする。

（返還）

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたときは、当該助成金の支給の決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に骨髄等の採取を行ったものに適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。